

質屋営業法に基づく行政処分の量定基準

〔平成 8 年 8 月 9 日
三重県公安委員会規定第 5 号〕

第 1 目的

この基準は、三重県公安委員会が質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 25 条の規定に基づき、営業の許可の取消し又は停止（以下「行政処分」という。）を命ずる場合における量定等の基準を定めることを目的とする。

第 2 用語の意義

この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 「取消し」とは、質屋営業法第 25 条の規定に基づき、質屋営業の許可を取り消すことをいう。
- 2 「営業停止命令」とは、質屋営業法第 25 条の規定に基づき、営業停止を命ずることをいう。

第 3 取消しを行う場合

取消しは、別表の量定欄の A に該当する場合又は営業停止命令の量定の長期が 6 月に達した場合で、加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しく悪質である等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

第 4 情状による軽減

第 3 以外の規定により取消しを行うべき事案につき、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに代えて営業停止命令を行うことができる。この場合において、その量定は、60 日以上 6 月以下の営業停止命令とする。

第 5 営業停止命令を行う場合

営業停止命令は、別表の量定欄の B から E に該当する場合に行うものとする。

第 6 法令違反行為の併合

2 以上の法令違反行為について同時に営業停止命令を行うときは、それらの法令違反行為について別表の量定欄の B から E までに定める量定の長期が最も長いものの長期の 1.5 倍の期間を長期とするとともに、それらの法令違反行為について別表の量定欄の B から E までに定める量定の短期が最も長いものの短期を短期とする。ただし、その長期は、各法令違反行為について別表の量定欄の B から E までに定める量定の長期を合計した期間を超えないものとする。

第 7 法令違反行為の観念的競合

2 以上の法令の規定に違反する一つの行為について営業停止命令を行うときは、それらの法令違反行為について別表の量定欄の B から E までに定める量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

第 8 常習違反加重

- 1 最近 3 年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為について別表の量定欄の B から E までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近 3 年間に営業停止の命令を受けた回数

の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。

- 2 最近1年間に60日以上営業停止命令を受けた質屋又はその代理人等が、当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したときは、取消しを行うものとする。

第9 営業停止命令の期間の決定

営業停止命令の期間は、原則として別表の量定欄のBからEまでに定める基準期間（第6に規定する場合は、長期とされる量定について定めた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第7に規定する場合は長期とされる量定について定める基準期間を基準期間とし、第8の1に規定する場合はその量定について定める基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。ただし、次のような事由があるときは、情状により、第5から第8の1までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

- 1 加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (1) 最近3年間に同一の法令に違反して営業停止命令を受けたこと。
- (2) 法令違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (3) 代理人等の大多数（概ね5分の4以上）が法令違反行為に加担していること。
- (4) 改しゅんの情がみられない等法令違反状態の是正、改善に向けての努力が期待できないこと。
- (5) 消費者センター等に当該質屋に対する苦情が多数寄せられていること。
- (6) 結果が重大であり、社会的影響が著しく大きいこと。

- 2 軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (1) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
- (2) 質屋の帰責性が著しく軽微であること。
- (3) 最近3年間に法令違反行為がなく、改しゅんの情が著しいこと。
- (4) 具体的な改善措置を法令違反行為後自主的に行っていること。

第10 行政指導をもって足りる場合

質屋又は代理人等の法令違反行為であって、軽微であるために営業停止命令又は取消しを行う必要がないと認められるものについては、是正措置を講ずべき旨の行政指導を行えば足りる。

附 則

この規程は、平成8年8月9日から施行する。

別表

「営業停止の命令、許可の取消しの運用及び量定基準」

罰	法令違反行為	義務付け規定	罰則規定	法令違反行為の具体的内容ごとに行うべき処分の別	
				営業停止の命令又は許可の取消しを行うべき場合	量定
1	営業内容変更許可違反	第4条第1項	第32条	質屋が営業所の移転又は管理者の新設変更の許可申請をしなかったとき。	E
2	営業内容変更届出違反	第4条第2項	第33条第1号	質屋が長期休業又は許可申請書記載事項の変更の届出をしなかったとき。	E
3	名義貸し	第6条	第30条	質屋が名義貸しをしたとき。	A
4	許可証の亡失盗難届出義務違反	第8条第3項	第33条第1号	質屋が許可証の亡失又は盗難の届出をしなかったとき。	E
5	許可証返納義務違反	第9条第1項 第2号	第33条第1号	質屋が許可証の再交付を受けた場合において亡失した許可証を発見し、又は回復したにもかかわらず、再交付された許可証を不当に返納しなかったとき。	E
6	許可の表示義務違反	第10条	第33条第1号	質屋が指導警告があったにもかかわらず、営業所に表示札を掲示していなかったとき。	E
7	質屋の営業制限違反	第12条第1項	第32項	質屋が営業所又は質置主の住所若しくは居所以外の場所であることを熟知しながら営業制限に違反したとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が営業制限に違反したとき。	10回未満 E 10回以上20回未満 D 20回以上 C
8	確認義務違反	第13条	第32条	質屋が確認等をしなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が確認等をしなかったとき。	30回未満 D 30回以上60回未満 C 60回以上 B
9	不正品申告義務違反	第13条	——	質屋が不正品に関する申告をしなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が不正品に関する申告をしなかったとき。	5回未満 D 5回以上20回未満 C 20回以上 B
10	帳簿備付け記載義務違反	第14条	第32条	質屋が帳簿等への記載等をしなかったとき。 質屋が帳簿等へ虚偽の記載等をしたとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等への記載等をしなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等への虚偽の記載等をしたとき。	30回未満 D 30回以上60回未満 C 60回以上 B
				質屋が不当に帳簿等の備付け等をしていないとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等の備付け等をしていないとき。	C
11	帳簿保存義務違反	第15条第1項	第32条	質屋が帳簿に最終の記載をした日から3年間保存をしなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿に最終の記載をした日から3年間保存しなかったとき。	E
12	帳簿き損届出義務違反	第15条第2項	第33条第1号	質屋が不当に帳簿等のき損等の届出をしなかったとき。	C
13	質受証交付義務違反	第16条第1項	——	質屋が質契約した質置主から請求を受け質受証を交付しなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が質契約した質置主から請求を受け質受証を交付しなかったとき。	E

14	利率等の掲示義務違反	第17条第1項 第17条第2項	第33条第1号	質屋が利率等の掲示をしなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が利率等の掲示をしなかったとき。	E
15	不利益質契約違反	第17条第3項	第33条第1号	質屋が質置主に不利益質契約をしたとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が質置主に不利益質契約をしたとき。	E
16	質物返還確認義務違反	第18条第2項	——	質屋が相手方が受取権者であることを過失なく確認せず質物を返還したとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が相手方が受取権者であることを過失なく確認せず質物を返還したとき。	E
17	品触書保存等義務違反	第21条第2項	第32条	質屋が品触書の保存等をしなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が品触書の保存等をしなかったとき。	C
18	品触れ相当品届出義務違反	第21条第3項	第32条	質屋が品触れ相当品の届出をしなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が品触れ相当品の届出をしなかったとき。	C
19	差止め物品保管義務違反	第23条	第32条	質屋が差止めを受けた物品を保管しなかったとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が差止めを受けた物品を保管しなかったとき。	C
20	立入り等の拒否等	第24条第1項	第33条第1号	質屋又はその代理人等が警察官の立入り又は帳簿等の検査を不当に拒み、妨げ又は忌避したとき。	E
21	質屋営業に関し法令違反	第25条第1項 第1号	——	質屋が質屋営業に関し他法令に違反して、禁錮以上の刑又は罰金の刑に処せられたときで、その態様が悪質であるとき。 質屋の指導監督が全く行われていないことに起因して、質屋営業に関して代理人等が他法令に違反して、禁錮以上の刑又は罰金の刑に処せられたときで、その態様が悪質であるとき。	質屋営業法施行規則、刑法又は古物営業法違反 C その他の法令違反 E
22	欠格事由に該当	第25条第1項 第2号	——	個人の質屋及び管理者が欠格事由に該当したとき。 法人の質屋の業務役員が欠格事由に該当し、又は許可取消し若しくは営業停止以前3年以内に無許可営業違反若しくは他法令違反で罰金に処せられ質屋として不適当な者があるにいたったとき。	
		第25条第1項 第3号	——	法定代理人が欠格事由に該当したとき。許可取消し営業停止しようとするとき以前3年以内に他の法令違反し罰金の刑に処せられ質屋として不適当な者があるにいたったとき。	A
23	営業停止の命令違反	第30条	第30条	質屋が営業停止の命令に従わないとき。	A

備考 量定の内容は、次のとおりとする。

- (1) A 取消し。
- (2) B 20日以上120日以下の営業停止命令。 基準は30日。
- (3) C 10日以上80日以下の営業停止命令。 基準は20日。
- (4) D 5日以上40日以下の営業停止命令。 基準は14日。
- (5) E 5日以上20日以下の営業停止命令。 基準は7日。